

関西広域連合議会事務局処務規程

平成23年1月15日

関西広域連合議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第138条第1項の規定による関西広域連合議会（以下「議会」という。）の事務局の組織及び事務の遂行その他必要な事項を定めるものとする。

(事務局の内部組織)

第2条 事務局に総務課及び議事調査課を置く。

2 課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- ア 議会の例規に関すること。
- イ 議員の身分等に関すること。
- ウ 議員報酬及び費用弁償等に関すること。
- エ 職員の服務に関すること。
- オ 予算、決算及び経理に関すること。
- カ 文書の発受及び保管に関すること。
- キ 公印の管守に関すること。
- ク その他他課の主管に属しないこと。

(2) 議事調査課

- ア 本会議に関すること。
- イ 委員会、全員協議会等に関すること。
- ウ 会議録に関すること。
- エ 政務調査に関すること。
- オ 議案の調査及び立案に関すること
- カ 請願及び陳情に関すること。
- キ 議長及び副議長の秘書に関すること。
- ク 議会の広報に関すること。

(事務局に置く職)

第3条 事務局に事務局長、次長、課長及び書記を置く。

(職務権限)

第4条 事務局長は、議長の命を受け、議会の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

- 2 次長は、上司の命を受け、事務局長の職務を補佐し、部下職員を指揮監督する。
- 3 課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 4 書記は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に従事する。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 軽易な訓令及び訓達に関すること。
- (3) 重要な通達、通知、照会その他の往復文書に関すること。
- (4) 重要な広報に関すること。

- (5) 職員の服務に関すること。
- (6) 前各号に準ずる事項に関すること。
(課長の専決事項)

第6条 課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業で定例的かつ軽易なものの企画及び調整に関すること。
- (2) 文書の管理に関すること。
- (3) 軽易な通達、通知、照会その他の往復文に関すること。
- (4) 軽易な広報に関すること。
- (5) 前各号に準ずる事項に関すること。
(事務局長の専決事項の代決)

第7条 事務局長の専決できる事項について、事務局長が不在のときは、次長がその事項を代決することができる。

(課長の専決事項の代決)

第8条 課長の専決できる事項について、課長が不在のときは、課長があらかじめ指定する職員がその事項を代決することができる。

(後関)

第9条 代決した事項のうち必要と認められる事項については、事後速やかに閲覧に供するものとする。

(職員の身分取扱い)

第10条 職員の任免、給与、勤務時間、分限、服務その他身分取扱いに関しては、関西広域連合事務局職員の例による。

(情報公開)

第11条 関西広域連合情報公開条例（平成23年関西広域連合条例第4号）の施行に関し必要な事項については、関西広域連合情報公開条例施行規則（平成23年関西広域連合規則第5号）の例による。

(個人情報保護)

第12条 関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第5号）の施行に関し必要な事項は、関西広域連合個人情報保護条例施行規則（平成23年関西広域連合規則第6号）の例による。

(公印)

第13条 議会及び議長の公印の名称、寸法、書体及びひな型並びに管守者は、別表のとおりとする。

(準用)

第14条 事務局の事務処理については、この規程に定めるもののほか、関西広域連合事務局の例による。

附 則

この規程は、平成23年1月15日から施行する。

附 則（平成23年9月16日議会訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議会訓令第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。


附 則（平成24年10月31日議会訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日議会訓令第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

| 公印の名称 | 寸法 (ミリメートル) | 書体 | ひな型 | 管守者 |
|--------------|----------------|-----|--|------|
| 関西広域連合議会之印 | 方 30 | てん書 |  | 総務課長 |
| 関西広域連合議会議長之印 | 方 27 | てん書 |  | 総務課長 |